

第一章

愛知県震災復興都市計画の手引き(計画編)の概要等

(1) 計画編の位置づけ・目的

愛知県震災復興都市計画の手引きの対象とする災害や範囲等については、手続き編第一章に記載のとおりである。手引きの構成としては、手続き編と計画編による編冊としている。

手続き編では、被災後の都市の復興を進める上での建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法等に基づく建築制限や都市計画の事務手続き、都市復興基本方針・基本計画の策定と公表、被災状況の把握手法等に関して取りまとめている。

本計画編は、震災復興都市計画の事務手続きを進めるに当たって復興都市計画の素案や都市復興基本方針等を「どのように策定するか」について、基本的な知識、考え方、計画事例等を取りまとめている。また、この事務手続きを円滑に進めるために、被災前の日頃からどのように備えておくべきかについてを「事前復興計画」の取組の推進として取りまとめている。

都市の復興計画等を策定する際において、以下の点が実務上の課題となる。本計画編はこれらの課題解決の一助となることを目的としている。

- ① 手続き編で示す目標期間（第一次建築制限を発災後 2 週間以内、第二次建築制限を 2 ヶ月以内）迄に手続きを行うためには、県及び市町村担当職員の復興計画を速やかに立案する技術力の確保が重要となる。また、様々な地域事情や特性に応じた事業の導入や組み合わせを的確に計画、提案できるようにするためには、幅広い知識の習得を進めておく必要がある。
- ② 被害状況や時期、地域特性などに応じて復興の考え方は異なるものであり、本県が被災に直面した場合には、阪神・淡路大震災や東日本大震災での実例を参考とできる場合も限られるのではないかと思われる。そのため、震災復興都市計画に関する計画策定作業を実際に一通り行うことで、その理解を深め、対応能力を養うとともに、本県の都市特性による特有の課題や考え方について事前に検討を進めておく必要がある。
- ③ 復興計画は、被災者の生活再建計画であり、地域住民と協働で行う計画検討や地域との十分な合意形成が欠かせない。しかし、この「できるだけ速やかに計画をつくる」、「十分な合意形成を図る」という 2 つの相反した命題を抱え、被災後の混乱という特殊状況の中で復興まちづくりの検討を十分に行うことが極めて困難なことは言うま

でもなく、被災前の日頃から市街地復興のための事前準備（事前復興計画）を進めておくことが重要となる。

(2) 津波被害の取扱いにおける基本的考え方(暫定版)

東日本大震災での都市復興計画の策定では、都市のコンパクト化と地盤の嵩上げ、高台移転（防災集団移転促進事業など）を組み合わせた抜本的な都市の再構築が進められるなど、阪神・淡路大震災において進められた従前位置での都市復興計画とは、大きく性質、内容の差異が生じている。

また、東日本大震災で発生した地震の震度や津波高さは、これまで進められてきた都市計画や防災まちづくりにおける想定を遥かに上回るレベルであり、「災害には上限がない」ということを改めて再認識させられた。そして、震災復興都市計画において、この想定外の被災についてどう取り扱っていくべきか、備えていくべきか、という整理すべき課題が生じている。

この課題については、今後の東北地方の復興計画とその進展の分析や国の審議や法の整備などを踏まえて引き続き検討していく必要がある。

本手引きにおいては、当面、次項「巨大地震における復興分類」に示す考え方などを基本として取りまとめていく。

巨大地震（津波）における復興分類（暫定版）

被災区分	被害規模	復興計画（事後）の内容	事前復興計画の内容と考え方	例	（参考） 土木学会 津波特定テーマ委員会「海岸保全施設の復旧と設計方針」より
地震動による被災（レベル1 津波含む）	市街地のうち、脆弱な区域が大きく被災	現位置での計画的な市街地の復興を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減災の推進 ・ 防災まちづくり、都市計画の策定 ・ 市街地整備事業等の実施 	新潟県中越地震 (2004, M6. 8) 兵庫県南部地震 (1995, M7. 3)	人命及び資産を守る
津波による被災（レベル2） その他把握の困難な激甚災害（未認識の断層による大規模直下型地震など）	市街地全体が甚大な被災	再度被災防止のための抜本的都市改変（地盤の嵩上げ、移転復興など）の検証とその復興を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード対策+ソフト対策で対応 ・ 都市計画マスタープランでの長期的な方向性明示とロードマップづくり ・ 住民の生活の安定や地域経済の影響に配慮する必要 ・ 土地利用における個人志向の変化、社会的受容の変化に合わせた取組 ・ 津波に対する安全度等を踏まえて現状の多様な土地利用状況に応じた取組の必要性 ・ 防災、減災の取組を、世代を超えて持続させる ・ 避難を誘導することなどを通じて、とにかく人命を救うための備え 	東北地方太平洋沖地震 (2011, M9. 0) 北海道南西沖地震 (1993, M7. 9)	人命を守るために必要な最大限の措置を行う

(3) 手引き（計画編）の構成

計画編は、手続き編で示される震災復興都市計画の事務手続きについて、本県における被害想定や地域特性に応じた計画立案、計画策定における基本的考え方、地元合意形成や想定される事業手法などを具体的に例示することにより、県・市町村担当職員の事前の想定作業や検討等に資するものとしている。

各章の主な内容を表1-1に示す。

「第二章 事前復興計画の取組の推進」では、円滑な震災復興都市計画の策定のため、被災前の日頃から進める「事前復興計画」の取組みに関する考え方等を記載している。

「第三章 震災復興都市計画の計画指針」では、計画策定に必要な基本的な知識、考え方、技術基準や阪神・淡路大震災復興誌などで示されている手順や実例、市街地状況の特性などについて記載している。

「第四章 震災復興における適用方策と基本的な考え方」では、手続き編第二章「復興地区区分における検討」における具体的な適用方策、都市全体の復興事業をマネジメントする担当者に必要となる事項などについて記載している。

「第五章 震災復興都市計画の模擬策定」では、計画策定上の課題や留意点、事前に取り組んでおくべき事項等の把握を目的として実施した模擬策定作業に関する進め方や結果等について記載している。

「参考資料」として、震災復興都市計画を進める上で、関連性が強く、調整等が想定される事項や制度について記載している。

表 1 - 1 各章の主な内容

第一章	<p><手引き（計画編）の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画編の位置づけ、目的 ○計画等の策定における課題 ○津波被害の取扱いにおける基本的考え方（暫定版） など
第二章	<p><事前復興計画の取組の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前復興計画の策定など日頃からの取り組みの必要性について ○取組の進め方、事前の事業実施における留意点 など
第三章	<p><震災復興都市計画の計画指針></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の危険度把握・評価、基本的な考え方 都市災害の種類と基本的メカニズム 都市計画基礎調査の活用 など ○設計基準等 街区設定、街路設定、用途地域配置、延焼遮断帯、避難路の配置計画 ○手続き手法 阪神・淡路大震災、東日本大震災での実例、手順、二段階都市計画
第四章	<p><震災復興における適用方策と基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興地区区分の検討のための基本的な考え方 ○基盤整備状況や被災状況に応じた復興方策やその考え方など
第五章	<p><震災復興都市計画の模擬策定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○手続き編に示す被災から復興都市計画事業等の都市計画決定までの手続きに関する模擬策定（5地区） ○震災復興都市計画の手続きを進める上での問題点、留意点 ○事前に取り組んでおくべき事項 など
参考資料	<p><関連復興制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災復興都市計画を進める上で、関連性が強く、調整等が想定される事項や制度の概要 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、応急仮設住宅建設、災害公営住宅、被災者生活再建支援、震災廃棄物対策など